

香川県立文書館

收藏文書目録 第六集

佐野家文書目録

香川県立文書館

解説

I 佐野家と引田村

一、引田村の概況

以下、引田村について、『日下家文書』（引田村の庄屋文書 瀬戸内海歴史民俗資料館保管文書）と『引田町史』などによって概説しておく。

大内郡引田村（現 香川県大川郡引田町）は、東北は播磨灘に面し、浜の中央に突出する城山の岬を挟んで、南に引田浦、北に安戸浦が広がる。岬の先端に女郎島、沖合に毛無島・通念島・松島がある。引田浦の西側には小海川、東側には大川（馬宿川）が流れ、東南は馬宿村、西北は伊座村に接する。古代は「倭名抄」に大内郡引田郷とあり、元暦二年（一一八五）の源義経の讃岐入国を果たした所でもあり、室町時代は管領細川氏の重要な湊とされた。先に記した城山は、永正年間（一六世紀初め）には引田城があり、のち天正一五年（一五八七）、生駒親正が播州赤穂から讃岐に入り、まず居城としたのもこの引田城である。元和元年（一六一五）の一国一城令で廃城となるが、最近の引田城遺構調査によって、この城は、「讃岐東辺の支配・防衛、特に海防を意図した砦」であったという指摘がなされている。これは、寛文六年（一六六六）に引田城跡（城山）山上に高松藩が遠見番所を設けたという史料からも推測される。以上が、引田城を中心とした引田村の歴史の概観である。

近世漁村の成立は、加子浦の成立をもって成るという考え方が通説である。高松藩の加子浦がいつごろ設定されたかは、現段階では不明である。「御船手心得方覚書」（『福岡家所蔵文書』）によれば、安政元年に加子を出した浦がわかる。それによれば、「本水夫」は一八ヶ浦・三六九人株、「賃水夫」は三八ヶ浦・五九九人株である。そのうち、引田浦は、「本水夫」四八人株（高松藩の加子浦中で最大）、「賃水夫」七五人株（香西浦の八二人株に次いで第二位）であり、高松藩の浦方での中心的位置を占めていたことがわかる。

引田村の空間構造を見ておく。「引田村全図」（引田町歴史民俗資料館所蔵）や『日下家文書』などによれば、在町の部分は「畑方」と呼ばれ、その回りに「免」（免場）があった。「免」というのは、水利や田畑の肥瘦その他の諸条件がほぼ同じ地域のまとまりをいい、他の高松藩でも共通して見られた。一方、「畑方」には、南北に、東から「大浜通り」「中浜通り」「岡浜通り」「本町通り」と呼称される道があり、「岡浜通り」から西は「オカ」、東は「ハマ」と呼ばれた。「本町通り」は阿波街道と一部重複しているおり、そのあたり一帯が宿場町を形成していた。「岡浜通り」と「中浜通り」の間は「浜」といわれ、漁師と商人が混在して居住し、「中浜通り」と「大浜通り」の間は「中浜」、それ以东は「大浜」と言われた。以上のように、引田村は「オカ」と「ハマ」を含む「畑方」といわれる地域と、「免」といわれる地域で構成されていた。

次に、引田村の行政組織について、『日下家文書』によって、概観しておく。村方支配は、代官―大庄屋―庄屋―組頭のラインで、

浦方支配は、御船手―浦庄屋―町頭―浦年寄のラインでなされた。庄屋と浦庄屋は、大庄屋であった日下氏が兼帯し、組頭は四、五人であった。町頭という職は、高松藩では引田浦のみに置かれたもので、二、三人であった。浦年寄は当初一人であったが、寛政二年（一七九〇）より二人となり、うち一人は加子頭を兼帯した。

一方、引田村の商業面では、一九世紀以降の店数の激増が指摘できる。『引田町史』によれば、引田村の人口が文化五年（一八〇五）の三二〇五人から嘉永七年（一八五四）の三五六二人へと五〇年間で一五パーセント増加であるのに対して、店数は文政六年（一八一九）の二八軒から天保十四年（一八四三）の九六軒と三四〇パーセントも増加している。

以上のことから、引田村は、高松藩から村方・浦方として設定されていたが、その内部には「町方」的な要素をも包み込んだ地域であったと言える。このような引田村の歴史的特質が、後述する通り、佐野家のような地方名望家を生み出したということも考えられる。

明治五年（一八七三）二月、香川県内は八八の区画に編成された。大内郡は、一、二区に分けられ、引田村には第一区の戸長役場が置かれた。明治二年（一八八八）市制・町村制の施行が公布され、弱小な町村では、経済上の理由からその確立が困難であった。そこで、政府は、住民の意向を尊重しながら、市町村の合併を推進していった。大内郡では、引田・吉田・小海村を合併して一村とし、坂元・馬宿・南野・黒羽・川股村を合併して一村とするように勧告されたが、引田村はこの案を不満として拒否した。なお、引田村で、一村

独立を強く主張したのは、佐野新平ら資産家・名望家たちであった。明治二年（一八九〇）四月、吉田村は坂元・馬宿・黒羽・川股村と合併して相生村となった。そして、昭和三〇年（一九五五）四月、町村合併促進法によって、引田町・相生村・小海村が合併して、引田町となり、現在に至っている。なお、平成一五年四月一日、引田町・白鳥町・大内町が合併して、「東かがわ市」となる予定である。

二、佐野家について

（『引田町史』及び棚橋久美子氏の研究などに依拠して記述。）

佐野家の家歴を「由緒書」（佐野新平作成、明治三三年）によって略述する。祖先佐野孫三郎は、天正・慶長期、生駒氏に仕え、「郷士」に列せられ、引田浦の御用船を預かっており、生駒氏没落後、寛永一九年（一六四二）、高松藩祖松平頼重から藩船を預かるとともに、船手御用を勤め、その後頼重が、引田村にある御用林与治山で狩猟したとき、案内した功績によって屋敷土地を分け与えられ、代々、明治八年の地租改正まで二百数十年間、免租になったとされる。佐野五郎八は、天保二年（一八三一）、永代牢人株を取得したが、元治元年（一八六四）隠居し、養子新三郎が相続し、藩命によって、兵庫表や京都禁裏御所警衛についた。そして、明治一六年（一八八三）十一月十七日、養子新平に家督を相続したとされる。右記したように、元禄ごろには醤油醸造をはじめたとされ、宝暦年間には酒造株を取得し、屋号「井筒屋」は寛政年間からとされる。両方の製造業の順調な発展は、文政期ごろから見られ、佐野新平の

時代に花開くことになる。なお、天保五年（一八三四）から廢藩までは、高松藩の小引更所（銀札所）を引き受けている。村役人に就任したことはないが、幕末期、庄屋日下由太郎の「介役」となっている。

佐野新平は、明治元年（一八六七）、旧山田郡三谷村漆原長次の第二子として生まれた。佐野家を相続した後、醤油や酒の製造などの本業による収益金をはじめ、銀行からの資金導入によって、町制施行後は、引田町会議員、郡会議員、郡会副議長、県会議員、町助役、県会副議長、町農会長、耕地整理組合長などを歴任した。そして、その過程で、急激な土地集積を行っている。大正一三年（一九二四）の農商務省農務課の調査によると、香川県における五十町歩以上の地主の筆頭は、佐野新平で、田九三町・畑五五町で合計一四八町、小作人八七八戸、小作人一人当たり〇・一七町と発表されている通り、巨大地主となった。その土地は、引田町・寒川町・白鳥町などに及んだ。

以上のように、佐野家は、近世期からの醤油・酒の醸造業者という経営者としての顔と、近代以後の大地主としての顔の両面をもった家である。

Ⅱ 佐野家文書について

一、目録作成の経緯

昭和五八年（一九八三）十一月、香川県史編纂室が調査し、史料の重要性にかんがみ、史料群の一部を撮影複写した。平成四年（一

九九二）九月、文書館準備室において、文書館における史料閲覧同意を得た。なお、このとき文書の寄託の考えが示された。平成五年九月七日付で、「文書等寄託申込書」が提出され、同年十一月一日、同契約が結ばれた。期間は、平成一〇年一〇月三十一日までの五九年間。平成一〇年一〇月以降、寄託契約の期限切を前に、文書は一旦返還された。その後、交渉の末、平成一一年一月、香川県立文書館所蔵史料となった。その後、目録作成のための詳細内容調査と整理を実施した。

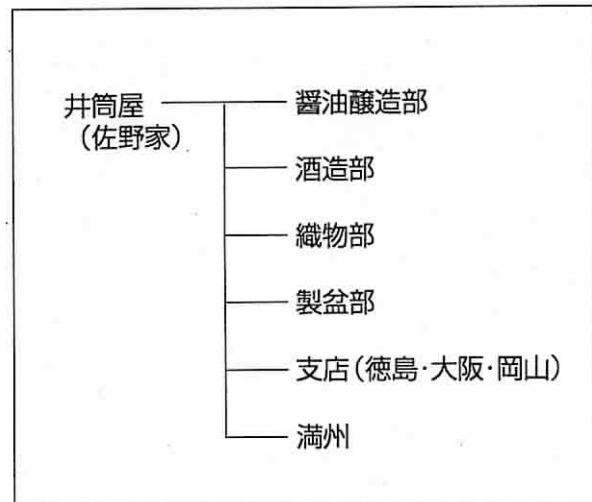
二、文書の概要

佐野家文書の特徴と思われることについて略述しておく。

江戸時代の史料については、次の三点を指摘しておく。第一は、「商業・金融」関係が半数を占める点である。井筒屋で醤油・酒醸造が軌道にのつたとされるのは、文政期であるが、天保・慶応期の「醤油覚」がまとまって残されている。そして、同時期の「金銀出入帳」や「貸出出入帳」によって、近世後期の井筒屋の商業・金融の実態が明らかにできる。第二は、「土地」関係史料についてである。明治期ほどではないが、天保期ごろから、佐野家による土地集積が進んでいたことが、天保六年（一八三五）～慶応四年（一八六八）までの「下作人別帳」によってわかる。第三は、「幕末」関係史料の存在である。京都警衛御用拜命により、幕末・明治初期の諸々の情勢を伝える史料が残されているものと思われる。佐野家が村役人に就任していたという史料は存在しない。しかし、天保八年

(一八三七)三月、佐野五郎左衛門が浦庄屋日下由太郎の「介役」に仰せ付けられたこと(史料番号三〇七三「諸願留」)は、実質的な村政参加を意味し、このことが、幕末期に京都警衛御用を仰せ付けられた理由の一つと言えるのではないだろうか。

明治期以降の史料については、次の二点を指摘しておく。第一は、「経営」関係史料のまとまりであり、「近代」として分類した史料の約半分を占める。明治・大正・昭和を通しての、井筒屋の経営実態を明らかにできる。醤油・酒の製造工程・出荷内容と、それらに伴う金銀出入の他に、「商用書簡」からは、大阪・徳島・高知など各地との取引の状況が見えてくる。これらの「経営」関係史料によって、井筒屋の経営組織図は、左のようにまとめられる。なお、事業経営とは別に、大川毛織物株式会社・讃岐製網会社・帝國製菓株式会社などの代表取締役をも務めていたことが出資関係史料よりわかる。



第二は、「土地」関係史料であり、「近代」の約四分の一を占め、主な史料は、小作関係・土地売買・質地証文などである。たとえば、大正六年(一九一七)と昭和七年(一九三二)の「地所収支明細帳」(史料番号一六七三〜一六八四)によれば、小作地は大川郡、寒川郡をはじめ高松市にも及んでいたことがわかる。棚橋久美子氏の研究によれば、大正一三年(一九二四)には、一五〇町歩近い耕地集積がなされていたとされる。

佐野家の「家」と「会社経営」の史料については、明確な線引きはできないが、「家」関係史料として、文書館目録上は二五四点を数えた。その中には、明治三〇年代と昭和二〇年代の「日誌」佐野

氏」と題される史料群があり、日々の人々の佐野家への出入りが克明に記録されている。

最後に、「佐野家収集本」については、佐野家史料群の約三割を占めており、財力を背景に多種多様の収集が見られる。そのうち、「版木本」では、「統膝栗毛」「椿説弓張月」「日本外史」のほか、備前国湯浅新兵衛編の「常山記談」なども収集している。一方、「雑誌類」では、昭和二〇〜三〇年代の「文芸春秋」「主婦の友」などがある。

《参考文献》

- ・ 棚橋（木村）久美子「地主制形成期における東讃地方の地主経営」（『史学研究』一六二号 一九八四年）
- ・ 『引田町史』自然・原始〜近世・文化財
（引田町史編纂委員会 一九九五年）
- ・ 『引田町史』近・現代（引田町史編纂委員会 一九九五年）